

## 最高人民法院による 馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律応用の若干問題に 関する解釈

(2009年4月22日最高人民法院審判委員会第1467回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」による改正)

商標権侵害等の民事紛争案件の審理において法により馳名商標を保護するために、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国反不正競争法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判の実情を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 本解釈でいう馳名商標とは、中国国内で関連する公衆が熟知している商標をいう。

第二条 次の各号に掲げる民事紛争案件において、当事者が、商標が馳名であることを事実上の根拠とし、人民法院が案件の具体的状況に基づき確かに必要性があると考え場合は、係る商標が馳名か否かを認定する。

(一) 商標法第十三条の規定に違反していることを理由に提起される商標権侵害訴訟

(二) 企業名称とその馳名商標が同一又は類似であることを理由に提起される商標権侵害又は不正競争訴訟

(三) 本解釈第六条の規定に適合する抗弁又は反訴の訴訟

第三条 次の各号に掲げる民事紛争案件において、人民法院は係る商標が馳名か否かを審査しない。

(一) 訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の成立が、商標が馳名であることを事実上の根拠としないとき

(二) 訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為が、法律に定めるその他の要件を具備せず成立しないとき

被告が登録、使用するドメイン名とその登録商標が同一又は類似であり、かつ当該ドメイン名を通じて関連する商品取引の電子商取引が、関連する公衆に誤認を生じさせるに足ることを理由として、原告が提起する権利侵害訴訟については、前項第(一)号の規定に照らして処理する。

第四条 人民法院は、商標が馳名か否かを認定するにあたって、それが馳名であると証明する事実を根拠に、商標法第十四条第一項に定める各種要素を総合的に考慮しなければならない。ただし、案件の具体的状況に基づき、当該条項に定める全ての要素を考慮せずとも商標が馳名であると認定するに足る場合は、この限りでない。

第五条 当事者は、商標が馳名であると主張する場合には、案件の具体的状況に基づき、次の各号に掲げる証拠を提供し、訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の発生時にその商標がすでに馳名であった旨を証明しなければならない。

(一) 当該商標を使用する商品の市場占有率、販売地域、粗利益等

(二) 当該商標の継続使用期間

(三) 当該商標の宣伝又は販売促進活動の方式、継続期間、程度、資金投入及び地域範囲

(四) 当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録

(五) 当該商標が享有する市場における名声

(六) 当該商標がすでに馳名であった旨を証明するその他の事実

前項の関連する商標の使用の期間、範囲、方式等は、その登録許可前の継続使用の状況を含む。

商標の使用期間の長短、業界順位、市場調査報告、市場価値評価報告、過去の著名商標認定の有無等の証拠について、人民法院は、商標が馳名であると認定するその他の証拠を踏まえ、客観的、全面的に審査しなければならない。

第六条 原告が訴訟対象の商標の使用がその商標権を侵害していることを理由に民事訴訟を提起し、被告が原告の登録商標がその先に使用している未登録馳名商標を複製、模倣若しくは翻訳していることを理由に抗弁を提出し、又は反訴を提起する場合は、その先に使用している未登録商標が馳名である事実に対して立証責任を負わなければならない。

第七条 訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の発生以前に、人民法院又は行政管理部門により馳名な商標であると認定されたことがあり、被告が、当該商標が馳名である事実に対して異議を持たない場合には、人民法院はこれを認定しなければならない。被告が異議を申し立てる場合も、原告は依然として当該商標が馳名である事実に対して立証責任を負わなければならない。

本解釈に別段の規定がある場合を除き、人民法院は商標が馳名である事実に対して、民事訴訟証拠の自認の規則を適用しない。

第八条 中国国内で社会・公衆が熟知している商標について、原告がすでにその商標が馳名であるとする基本的な証拠を提供し、又は被告が異議を持たない場合には、人民法院は当該商標が馳名である事実を認定する。

第九条 関連する公衆に馳名商標及び被疑商標を使用した商品の出所の誤認を生じさせるに足り、又は関連する公衆に馳名商標及び被疑商標を使用した事業者との間に使用許諾、関連企業の関係等の特定の繋がりと認識させるに足る場合は、商標法第十三条第二項に定める「容易に混同を生じさせる」に該当する。

関連する公衆に被疑商標と馳名商標に相当程度の繋がりと認識させるに足り、これにより馳名商標の識別性を弱め、馳名商標の市場名誉を貶め、又は馳名商標の市場名誉を不正に利用する場合は、商標法第十三条第三項に定める「公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得る」に該当する。

第十条 原告が、被告が類似しない商品に原告の馳名な登録商標と同一又は類似の商標又は企業名称を使用することを禁止するよう請求する場合は、人民法院は案件の具体的状況に基づき、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮してから裁定を下さなければならない。

(一) 当該馳名商標の識別性の程度

(二) 関連する公衆における被疑の商標又は企業名称を使用した商品での当該馳名商標の認知度

(三) 馳名商標を使用した商品と被疑の商標又は企業名称を使用した商品との関連の程度

(四) その他の関連要素

第十一条 被告が使用する登録商標が商標法第十三条の規定に違反し、原告の馳名商標を複製、模倣又は翻訳し、商標権の侵害を構成する場合には、人民法院は原告の請求に基づき、被告による当該商標の使用を禁止する判決を法により下さなければならない。ただし、被告の登録商標が次の各号のいずれかに該当する場合には、人民法院は原告の請求を支持しない。

(一) 商標法第四十五条第一項に定める無効審判の請求期限をすでに過ぎているとき

(二) 被告が登録出願をした時点で、原告の商標が馳名でないとき

第十二条 当事者が保護を求める未登録の馳名商標が、商標法第十条、第十一条、第十二条に定める、商標として使用または登録してはならない状況に該当する場合には、人民法院はこれを支持しない。

第十三条 馳名商標の保護に係る民事紛争案件において、人民法院は商標が馳名であるとする認定を、案件事実及び判決理由のみとし、判決主文に書き入れない。調停により結審する場合は、調停調書において商標が馳名である事実を認定しない。

第十四条 当法院の以前の関連司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずる。

出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。